

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例（3・31揭示）	5

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

- 1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布されたこと等に伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税及び狩猟税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 個人の県民税

個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずること。（付則第9条の2）

ア その適用を平成45年度分の個人の県民税まで延長すること。

イ 所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合であって、居住年から10年目に該当する年以後居住年から12年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の合計額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円）とすること。

ウ 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすること。
 - (2) 不動産取得税

次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日までとすること。（付則第17条の2）

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日までとすること。（付則第18条の2）

ウ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日までとすること。（付則第18条の3）

エ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日までとすること。（付則第18条の4）
 - (3) 自動車取得税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する地域住民の生活に必要な特定の路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条）

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2第2項）

（ア） 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（イ） エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の25を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2第3項）

エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2第4項）

（ア） 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（イ） エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の50を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直し

た上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2第5項）

（ア） 次に掲げるガソリン自動車

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

（a） 次のいずれかに該当すること。

- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（b） エネルギー消費効率が平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの。

（a） 次のいずれかに該当すること。

- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（b） エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの。

（a） 次のいずれかに該当すること。

- i 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- ii 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

（b） エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

（イ） 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

a 次のいずれかに該当すること。

- （a） 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

（b） 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化

物の値の4分の1を超えないこと。

- b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 次に掲げる軽油自動車
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- ii 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- i 平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
- ii 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- カ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2第6項）
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- キ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の75を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2第7項）
- (ア) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- a 次のいずれかに該当すること。
- (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- a 次のいずれかに該当すること。
- (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ク 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2第8項）
- ケ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2の3第1項から第5項まで）
- コ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2の3第6項）
- サ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車の

うち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2の3第7項）

シ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2の3第8項）

ス 一定の乗用車若しくはバス（以下「バス等」という。）又はトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長すること。（付則第22条の2の3第9項から第12項まで）

（4）自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、次のとおり延長すること。（付則第23条）

ア 環境負荷の少ない自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

（ア）電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

（イ）エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（（ア）の適用を受ける自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに一般乗用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、平成31年度に税率のおおむね100分の15（バス及びトラックについてはおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

（ア）ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

（イ）軽油自動車その他の（ア）に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

（5）狩猟税

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成

19年法律第134号）に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長すること。（付則第28条の2第1項）

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長すること。（付則第28条の2第2項）

ウ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長すること。（付則第28条の3）

（6）その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成31年4月1日から施行することとした。

 条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成31年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項及び第2項中「第20条の5の2」を「第20条の5の2第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第39条の2中「第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「法第37条の2第2項」を「同条第11項」に改める。

第67条第6項中「第7条の2各号」を「第6条の8各号」に改める。

第135条第6号中「第138条第1項」を「第146条第1項」に改める。

付則第9条の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に、「特定取得」を「特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得」に改め、同項を同条第3項とする。

付則第9条の2の2第1項中「、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とを削り、同条第2項中「第6項」を「第9項」に改める。

付則第17条の2及び第18条の2中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第18条の3第1項中「この条において」及び「この項及び次条第1項において」を削り、「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第18条の4第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第22条中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第22条の2第2項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項に規定する総務省令で定めるものに限る。））」に、「道路運送車両法第7条第1項」を「同法第7条第1項」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2第2項第4号イ（1）（i）に規定する総務省令で定めるもの（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリ

ン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ（1）（ii）に規定する総務省令で定めるもの（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（2） エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ（2）に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項に規定する総務省令で定めるものに限る。））」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（2） エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第5項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号に同号アとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

（ア） 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（イ） エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第5項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第5項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)に規定する総務省令で定めるもの（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第7項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第7項第1号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第7項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第22条の2の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、第3号を削り、第2号を第3号とし、同項第1号中「付則第22条の2第2項第1号」を「付則第22条の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の4第2項第1号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第2項第4号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の4第2項第4号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「付則第22条の2第4項第1号」を「付則第22条の2第4項」に改め、同項第3号中「付則第22条の2第4項第2号」を「付則第22条の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「付則第22条の2第5項第2号ウ」を「付則第22条の2第5項第3号ウ」に改め、同条第4項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「付則第22条の2第6項第1号」を「付則第22条の2第6項」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「付則第22条の2第6項第2号」を「付則第22条の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の

次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第4項に次の1号を加える。

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで法附則第12条の2の4第4項第5号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

付則第22条の2の3第5項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第6項中「自動車（）」を「自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（）」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第12条の2の4第12項」を「附則第12条の2の4第11項」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に、「3.5トンを超え」を「3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え」に、「附則第12条の2の4第13項」を「附則第12条の2の4第12項」に、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第12条の2の4第14項」を「附則第12条の2の4第13項」に改め、同項を同条第13項とする。

付則第23条第1項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項の表中「第144条第1項第1号ア(ア)及び(イ)」を「第144条第1項第1号ア(イ)」に、「第144条第1項第1号イ(ア)及び(イ)」を「第144条第1項第1号イ(イ)」に、「第144条第2項第1号ア及びイ」を「第144条第2項第1号イ」に、「第144条第2項第2号ア及びイ」を「第144条第2項第2号イ」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「附則第12条の3第5項各号」を「附則第12条の3第2項各号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第144条第1項第1号ア(ア)及び(イ)	7,500円	2,000円
第144条第1項第1号ア(ウ)	8,500円	2,500円
第144条第1項第1号ア(エ)	9,500円	2,500円
第144条第1項第1号ア(オ)	13,800円	3,500円
第144条第1項第1号ア(カ)	15,700円	4,000円
第144条第1項第1号ア(キ)	17,900円	4,500円
第144条第1項第1号ア(ク)	20,500円	5,500円
第144条第1項第1号ア(ケ)	23,600円	6,000円
第144条第1項第1号ア(コ)	27,200円	7,000円
第144条第1項第1号ア(サ)	40,700円	10,500円
第144条第1項第1号イ(ア)及び(イ)	29,500円	7,500円
第144条第1項第1号イ(ウ)	34,500円	9,000円

第144条第1項第1号イ(エ)	39,500円	10,000円
第144条第1項第1号イ(オ)	45,000円	11,500円
第144条第1項第1号イ(カ)	51,000円	13,000円
第144条第1項第1号イ(キ)	58,000円	14,500円
第144条第1項第1号イ(ク)	66,500円	17,000円
第144条第1項第1号イ(ケ)	76,500円	19,500円
第144条第1項第1号イ(コ)	88,000円	22,000円
第144条第1項第1号イ(サ)	111,000円	28,000円
第144条第1項第2号ア(ア)	6,500円	2,000円
第144条第1項第2号ア(イ)	9,000円	2,500円
第144条第1項第2号ア(ウ)	12,000円	3,000円
第144条第1項第2号ア(エ)	15,000円	4,000円
第144条第1項第2号ア(オ)	18,500円	5,000円
第144条第1項第2号ア(カ)	22,000円	5,500円
第144条第1項第2号ア(キ)	25,500円	6,500円
第144条第1項第2号ア(ク)	29,500円	7,500円
第144条第1項第2号ア(ケ)	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第144条第1項第2号イ(ア)	8,000円	2,000円
第144条第1項第2号イ(イ)	11,500円	3,000円
第144条第1項第2号イ(ウ)	16,000円	4,000円
第144条第1項第2号イ(エ)	20,500円	5,500円
第144条第1項第2号イ(オ)	25,500円	6,500円

第144条第1項第2号イ(カ)	30,000円	7,500円
第144条第1項第2号イ(キ)	35,000円	9,000円
第144条第1項第2号イ(ク)	40,500円	10,500円
第144条第1項第2号イ(ケ)	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第144条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第144条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第144条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円

	64,000円	16,000円
第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
	第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円
41,000円		10,500円
49,000円		12,500円
57,000円		14,500円
65,500円		16,500円
74,000円		18,500円
83,000円		21,000円
第144条第1項第4号ア	4,500円	1,500円
第144条第1項第4号イ	6,000円	1,500円
第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	3,000円
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	2,500円
	15,000円	4,000円
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	1,500円
	9,000円	2,500円
	15,000円	4,000円

第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	4,000円
第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	3,500円
	20,500円	5,500円
第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	2,000円
	11,500円	3,000円
	20,500円	5,500円
第144条第2項第1号ア及びイ	3,700円	1,000円
第144条第2項第1号ウ	4,700円	1,200円
第144条第2項第1号エ	6,300円	1,600円
第144条第2項第2号ア及びイ	5,200円	1,300円
第144条第2項第2号ウ	6,300円	1,600円
第144条第2項第2号エ	8,000円	2,000円

付則第23条第5項中「附則第12条の3第5項第4号」を「附則第12条の3第2項第4号」に、「同条第6項」を「同条第3項」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同号に規定する総務省令で定めるもの」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第144条第1項第1号ア(イ)	7,500円	4,000円
第144条第1項第1号ア(ウ)	8,500円	4,500円
第144条第1項第1号ア(エ)	9,500円	5,000円
第144条第1項第1号ア(オ)	13,800円	7,000円
第144条第1項第1号ア(カ)	15,700円	8,000円
第144条第1項第1号ア(キ)	17,900円	9,000円
第144条第1項第1号ア(ク)	20,500円	10,500円
第144条第1項第1号ア(ケ)	23,600円	12,000円
第144条第1項第1号ア(コ)	27,200円	14,000円
第144条第1項第1号ア(サ)	40,700円	20,500円
第144条第1項第1号イ(イ)	29,500円	15,000円
第144条第1項第1号イ(ウ)	34,500円	17,500円
第144条第1項第1号イ(エ)	39,500円	20,000円
第144条第1項第1号イ(オ)	45,000円	22,500円
第144条第1項第1号イ(カ)	51,000円	25,500円
第144条第1項第1号イ(キ)	58,000円	29,000円
第144条第1項第1号イ(ク)	66,500円	33,500円
第144条第1項第1号イ(ケ)	76,500円	38,500円

第144条第1項第1号イ(コ)	88,000円	44,000円
第144条第1項第1号イ(サ)	111,000円	55,500円
第144条第1項第2号ア(ア)	6,500円	3,500円
第144条第1項第2号ア(イ)	9,000円	4,500円
第144条第1項第2号ア(ウ)	12,000円	6,000円
第144条第1項第2号ア(エ)	15,000円	7,500円
第144条第1項第2号ア(オ)	18,500円	9,500円
第144条第1項第2号ア(カ)	22,000円	11,000円
第144条第1項第2号ア(キ)	25,500円	13,000円
第144条第1項第2号ア(ク)	29,500円	15,000円
第144条第1項第2号ア(ケ)	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第144条第1項第2号イ(ア)	8,000円	4,000円
第144条第1項第2号イ(イ)	11,500円	6,000円
第144条第1項第2号イ(ウ)	16,000円	8,000円
第144条第1項第2号イ(エ)	20,500円	10,500円
第144条第1項第2号イ(オ)	25,500円	13,000円
第144条第1項第2号イ(カ)	30,000円	15,000円
第144条第1項第2号イ(キ)	35,000円	17,500円
第144条第1項第2号イ(ク)	40,500円	20,500円
第144条第1項第2号イ(ケ)	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第144条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円

	15,100円	8,000円
第144条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第144条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円

	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第144条第1項第4号ア	4,500円	2,500円
第144条第1項第4号イ	6,000円	3,000円
第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	6,000円
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	5,000円
	15,000円	7,500円
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	2,500円
	9,000円	4,500円
	15,000円	7,500円
第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円

	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	8,000円
第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	7,000円
	20,500円	10,500円
第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	3,500円
	11,500円	6,000円
	20,500円	10,500円
第144条第2項第1号イ	3,700円	1,800円
第144条第2項第1号ウ	4,700円	2,300円
第144条第2項第1号エ	6,300円	3,200円
第144条第2項第2号イ	5,200円	2,600円
第144条第2項第2号ウ	6,300円	3,200円
第144条第2項第2号エ	8,000円	4,000円

付則第28条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「行われた場合においては」を「行われた場合には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

付則第28条の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「受けた場合にあつては」を「受けた場合には」に改める。

(高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち高知県税条例付則第23条第1項の改正規定中「第2条第14項」を「第2条第16項」に、「一般乗合用バス」を「一般乗合用バス」に、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算

して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表の改正規定中「第144条第1項第1号ア(ア)及びイ(イ)」を「第144条第1項第1号ア(イ)」に、「第155条の4第1項第1号ア(ア)及びイ(イ)」を「第155条の4第1項第1号ア(イ)」に、「第144条第1項第1号イ(ア)及びイ(イ)」を「第144条第1項第1号イ(イ)」に、「第155条の4第1項第1号イ(ア)及びイ(イ)」を「第155条の4第1項第1号イ(イ)」に、「第144条第2項第1号ア及びイ」を「第144条第2項第1号イ」に、「第155条の4第2項第1号ア及びイ」を「第155条の4第2項第1号イ」に、「第144条第2項第2号ア及びイ」を「第144条第2項第2号イ」に、「第155条の4第2項第2号ア及びイ」を「第155条の4第2項第2号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中高知県税条例第39条の2の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年6月1日から施行する。
(個人の県民税に関する経過措置)
- 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 新条例第39条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 新条例第39条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、同条中「を支出し、当該特例控除対象寄附金」とあるのは、「又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金」とする。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。